

総務文教常任委員会 所管事務調査資料

(令和6年11月14日)

(事務調査)

- ③ 厚真町通学路安全推進会議の協議内容について

生涯学習課学校教育グループ

1 通学路安全推進会議について

通学路安全推進会議は、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日文部科学省、国土交通省、警察庁通知）に基づき、本町児童生徒の通学路の安全確保、交通事故の防止等の交通安全対策を推進するため、関係機関等と連携を図りながら、継続的かつ効率的な交通安全対策の充実を図るため、厚真町通学路安全推進会議要綱（別紙）に基づき、平成29年9月に設置された。

通学路に関わる関係機関との情報交換を行うとともに、「厚真町通学路交通安全プログラム」（別紙 平成29年策定）の見直しや、その他通学路の安全確保に必要な事項等について協議するため、年1回開催している。

2 組織構成

1	北海道札幌方面苫小牧警察署
2	国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所
3	北海道室蘭建設管理部苫小牧出張所
4	厚真町教育委員会
5	厚真町校長会
6	厚真町教頭会
7	厚真町PTA連合会
8	厚真町交通安全担当課
9	厚真町町道管理担当課

3 危険箇所マップの作成

通学路安全推進会議の前に各小中学校から危険箇所、修繕要望箇所等の報告を受け、それらをまとめた危険箇所（場所）マップを作成し、協議事項としている。

4 年度別協議事項

○令和4年度 令和4年9月28日

【厚真地区】

番号	路線名	箇所名・住所	協議内容
①	道道59号 平取厚真線	厚真新橋	(R3 要望から継続) ・欄干が低く危険。冬場は特に注意が必要。 [R4に改良工事着手、R5に完了]
②	道道59号 平取厚真線	厚真神社下カーブ付近	・ガードレールの設置要望 用地問題を含めて調査する。
③	町道学園通線	リハビリセンター・公 営住宅出入口T字路付 近	横断歩道の設置要望 設置基準に満たないため設置は困難。 児童生徒の利用も少ない。
④	道道10号 千歳鵲川線— 町道学園通線	町道と道道のT字路付 近	・横断歩道の設置を要望 勾配があるので設置するのはかえって危険（特に冬場）。カラー舗装を検討。

【厚南地区】

番号	路線名	箇所名・住所	協議内容
①	町道竜神沼線	道道 924 号～厚南中学校までの歩道	・歩道の草刈りと亀裂等の修繕
②	道道 924 号 富野軽舞線	道道 287 号 T 字路交差点～町道竜神沼線 T 字路交差点間の歩道	・歩道の草刈り、亀裂等の修繕
③	道道 924 号 富野軽舞線	道道 287 号との T 字路交差点付近	・交差点付近に倉庫があり見通しが悪い。〔R 5 所有者により取壊し〕 ・横断歩道の設置を要望 設置基準に満たないため設置は困難。 カラー舗装を検討。 ・停止線の位置を下げることを望ましい。
④	道道 287 号 厚真浜厚真 停車場線	旧上厚真駐在所前交差点～上厚真大橋付近	・R 3 要望のガードレールの設置についての報告 〔R 4 設置工事〕

○令和５年度 令和５年１１月１５日

【厚真地区】

番号	路線名	箇所名・住所	協議内容
①	道道 59 号 平取厚真線	厚真新橋	(R 3 要望から継続) ・欄干が低く危険。冬場は特に注意が必要。 〔R 4 に改良工事着手、R 5 に完了〕
②	道道 59 号 平取厚真線	厚真神社下カーブ付近	・ガードレールの設置を要望。(R4 から継続)
③	町道学園通線	リハビリセンター・公営 住宅出入口 T 字路付近	・横断歩道の設置を要望 カラー舗装の方がよいのではないか。 R 6 での施工を検討。 〔R 6 にカラー舗装施工〕
④	道道 10 号 千歳鷗川線— 町道学園通線	町道と道道の T 字路付近	・横断歩道の設置を要望 〔R 6 にカラー舗装施工予定〕
⑤	道道 10 号 千歳鷗川線— 町道学園通線	道道 10 号線の横断歩道 付近	・信号機の設置を要望 勾配のある場所に信号機の設置はかえって危険。現状維持。
⑥	町道学園通線	小学校入口付近及び町道 学園通線と町道新町公園 通線の T 字路付近	横断歩道の設置を要望 横断歩道の設置はかえって危険と判断。 〔R 5 でカラー舗装の施工〕
⑦	町道学園通線	小学校入口向かいの左岸 線 (約 200 メートル)	・歩道の設置を要望 道路用地の問題もあり保留
⑧	町道表町西通 線	町道表町西通線と厚真大 通線交差点付近	・横断歩道の設置を要望 道路改良が予定され、に交通量の減が見込まれるため、様子を見る。

【厚南地区】

番号	路線名	箇所名・住所	協議内容
①	町道竜神沼線	道道 924 号～厚南中学校 までの歩道	・歩道の草刈りと修繕を要望 〔状況を確認して実施〕
②	道道 924 号 富野軽舞線	道道 287 号 T 字路交差点 ～町道竜神沼線 T 字路交 差点間の歩道	・歩道の草刈りを要望 年に 1 回、優先順位を決めて実施して いる。
③	道道 924 号 富野軽舞線	道道 287 号との T 字路交 差点付近	・交差点の歩道の切り下げ 〔R 5 整備終了〕

○令和 6 年度 令和 6 年 9 月 2 5 日

【厚真地区】

番号	路線名	箇所名・住所	協議内容
①	道道 10 号 千歳鵒川線— 町道学園通線	道道 10 号線の横断歩道 付近	・信号機の設置を要望 勾配のある場所に信号機の設置はか えって危険。現状維持。
②	道道 10 号 千歳鵒川線— 町道学園通線	町道と道道の T 字路付近	・横断歩道の設置を要望 〔R 6 にカラー舗装施工予定〕
③	町道学園通線	リハビリセンター・公営 住宅出入口 T 字路付近	・横断歩道の設置を要望 〔R 6 カラー舗装施工〕
④	新町公園通線	新町公園周辺道路	紹介のみ 注意箇所として学校で指導している。
⑤	新町 5 号線	厚真中学校付近の十字路	
⑥	新町 6 号線	厚真中学校付近	
⑦	新町中央線	新町中央線の北電アパー ト入口付近	
⑧	新町 (当日追加)	中央小出入り口付近	・ミラーの追加設置 現地を確認して実施を検討する。 担当課による現地確認後、R 6 に設置 が決定した。

【厚南地区】

番号	路線名	箇所名・住所	協議内容
①	町道竜神沼線	道道 924 号～厚南中学校までの歩道	歩道のこまめな草刈りと縁石の補修を要望 現地確認して対処する。 令和 7 年度予算で修繕見込み
②	道道 924 号 富野軽舞線	道道 287 号との T 字路交差点付近	歩道が荒れている。砂利がたまるなどしており、自転車で下ってくると滑りやすい。補修が必要。 現地調査をして検討する。
③	道道 924 号 富野軽舞線	道道 287 号との T 字路交差点	歩道の延長と横断歩道の設置を要望 新たに住居が建てられており、就学前の児童もいる。 交通量が多く、大型車も多い。 現地調査をして検討する。

4 今後の方向性

会議における協議事項は、子どもたちに危険が及ぶ箇所として関係機関に認知される。

今後は現地での合同点検を実施するなどして、関係機関により理解をいただき、子どもたちの安全に努めていきたい。

平成25年12月 6 日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏ま

え、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

厚真町通学路安全推進会議設置要綱

(設置)

第1条 「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日文部科学省、国土交通省、警察庁通知）に基づき、町内の通学路の安全対策を推進するため、厚真町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 厚真町通学路交通安全プログラムの策定及び推進に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (3) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は別表に掲げる関係機関で組織する。

2 推進会議に会長及び副会長を置き、会長には厚真町教育委員会教育長を、副会長には厚真町町道管理担当課長をもって充てる。

3 会長は会を代表し、会務を総理する。

4 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、厚真町教育委員会生涯学習課において行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めのない事項で推進会議の運営に関して必要な事項は、推進会議で決定する。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

別表（第3条関係）

1	北海道札幌方面苫小牧警察署
2	国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所
3	北海道室蘭建設管理部苫小牧出張所
4	厚真町教育委員会
5	厚真町校長会
6	厚真町教頭会
7	厚真町PTA連合会
8	厚真町交通安全担当課
9	厚真町町道管理担当課

厚真町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成29年9月

厚真町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故は相次いで発生しています。全国各地域において、関係機関が連携・協力して通学路の定期的な合同点検を行うなど、交通安全対策の実施とその改善を図っています。

本町においても、より一層の通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「厚真町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

本プログラムの具現化と関係機関との連携を図るため、次の関係機関・団体をメンバーとする「厚真町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。

○交通安全対策関係

- ・北海道札幌方面苫小牧警察署
- ・厚真町（交通安全担当課）

○道路管理者関係

- ・国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所
- ・北海道室蘭建設管理部苫小牧出張所
- ・厚真町（町道管理担当課）

○教育関係

- ・厚真町教育委員会
- ・厚真町校長会
- ・厚真町教頭会
- ・厚真町PTA連合会

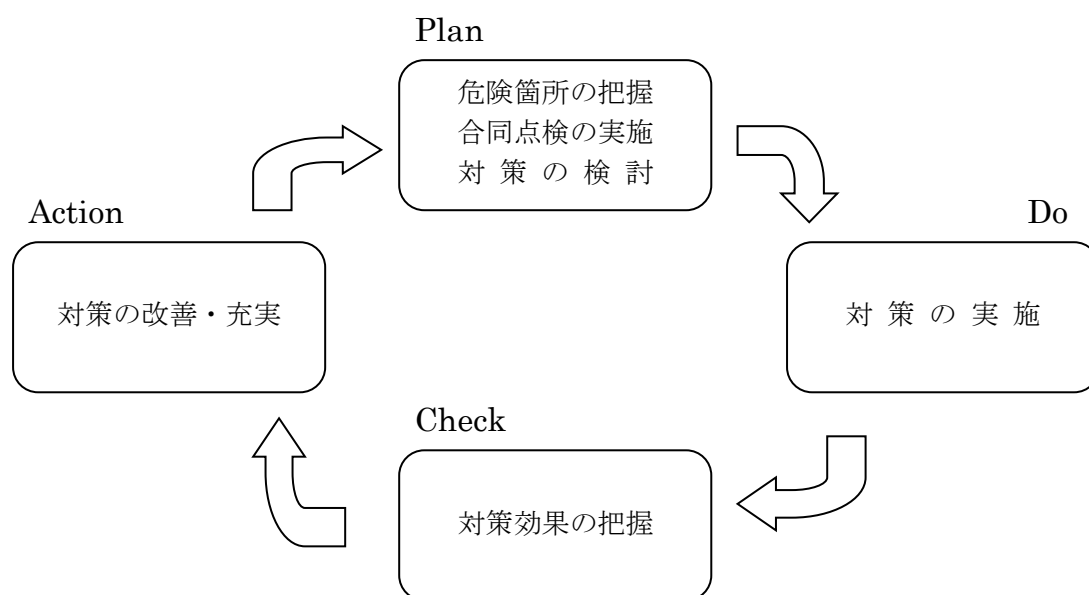
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

推進会議は、通学路の安全を確保するため、合同点検を継続的に実施し、必要な安全対策を講じるとともにその効果を把握し、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

- ①各小中学校は、通学路の点検を実施し危険箇所を確認します。
- ②各小中学校は、点検し確認した危険箇所を推進会議に報告します。
- ③推進会議は、各小中学校から報告された危険箇所について合同点検を行います。

合同点検は、推進会議において重点箇所（課題）を設定し、効率的、効果的に実施します。

○合同点検を行う箇所

- ・各小中学校から報告された危険箇所
- ・地域の要望等を踏まえて道路管理者等が必要と判断する箇所

○合同点検の実施時期と回数

- ・実施時期は、原則年度当初とする。（各小中学校からの報告後）
- ・実施回数は、年1回とする。ただし、道路新設など周辺環境が変化した場合や積雪などにより交通状況が変わる場合は、必要に応じて実施します。

○合同点検の参加者

- ・推進会議の関係者とするが、状況に応じて地域住民等の参加を要請します。

(3) 対策の検討 (Plan)

合同点検の結果、対策が必要な危険箇所の具体的な改善策を検討し、改善メニューを策定します。

- ①ハード面の対策（歩道整備、防護柵、信号機、標識等の設置など）
- ②ソフト面の対策（交通安全教育の実施など）

(4) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果を確認するため、児童生徒や保護者へアンケート調査などで意見を聴くなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所図、対策箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各小中学校ごとの「対策箇所図」及び「対策箇所一覧表」を作成し、公表します。